

国内経済要録

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は、45年10月以来5回にわたって公定歩合の引下げを行なうなど金融緩和政策を進めてきたが、最近の情勢をみると景気はすでに底入れしたとはみられるものの、その回復テンポはゆるやかなものになる可能性が強い。こうした情勢にかんがみ日本銀行は、景気回復を促進し、対外均衡の達成に資するため、公定歩合を0.5%引き下げ、6月24日から実施した。

変更後の基準割引歩合および貸付利子歩合

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	年4.25%	年4.75%
期限付輸出手形割引歩合	4.25	4.75
輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合	4.25	4.75
その他のものを担保とする貸付利子歩合	4.50	5.00

◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度引下げとガイドラインとしての預金細目金利の変更

日本銀行は、金利調整審議会の審議を経て、臨時金利調整法に定める金融機関の預貯金等の金利の最高限度を7月17日から引き下げることと決定、これに伴い同日以降ガイドラインとしての預金細目金利を変更することとした。

1. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度の変更

- (1) 期間の定めがある預金 年5.5% (0.5%引下げ)
- (2) 当座預金 無利息 (変更なし)
- (3) 納税準備預金 年2.75% (0.25%引下げ)
- (4) その他の預金 〃 2.25% (0.25% 〃)

2. ガイドラインとしての預金細目金利の変更

(1) 金融機関の預貯金利率および定期積金金利回り

イ. 期間の定めがある預金

定期預金

- 期間3か月のもの 年3.75%以下(0.25%引下げ)
 〃 6か月 〃 4.75% 〃 (0.25% 〃)
 〃 1か年 〃 5.25% 〃 (0.5% 〃)

期間1年6か月のもの

- 年5.5%以下(0.5%引下げ)
 据置貯金 定期預金の利率に準ずる
 定期積金 年3.9%以下(変更なし)
 ロ. 当座預金 無利息(変更なし)
 ハ. 納税準備預金 年2.75%以下(0.25%引下げ)
 ニ. その他の預金
 普通預金および普通貯金 年2%以下(0.25%引下げ)
 通知預金 〃 2.25% 〃 (0.25% 〃)
 別段預金およびその他の雑預金 〃 2% 〃 (0.25% 〃)

(2) 金融機関相互間の定期預金利率

イ. 期間3か月以上6か月未満のもの

年4.75%以下(0.25%引下げ)

ロ. 期間6か月以上のもの

〃 5.5% 〃 (0.5% 〃)

◇市中貸出金利の自主規制最高限度の引下げ

公定歩合の変更に伴い、市中貸出金利の自主規制最高限度が次のとおり変更された。

(1) 銀行貸出金利

全国銀行協会連合会は、貸出金利の自主規制最高限度を次のとおり引き下げ、6月28日から実施した。

	変更後	変更前
標準金利		
信用度の特に高い手形の割引および貸付	年4.50%	年5.00%
期限付輸出手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	5.00	5.50
輸出前貸手形のうち日本銀行貸付担保適格手形の割引および貸付	5.00	5.50
その他の手形の割引ならびに貸付	6.25	6.75
当座貸越	7.25	7.75

(2) 指定金銭信託資金貸出金利

信託協会は、指定金銭信託資金の貸出自主規制金利の最高限度を次のとおり引き下げ、6月28日から実施した。

	変更後	変更前
標準金利		
信用度の特に高い手形の割引および貸付	年4.75%	年5.25%
その他の手形の割引ならびに貸付	6.50	7.00

◇手形オペの創設

日本銀行は、金融調節手段の多様化を図る趣旨から、次の要領により手形買入れおよび売却を行なうこととした。

(1) 売買先

イ. 市場売買の場合

日本銀行の当座預金取引先である短資業者。

ロ. 相対売買の場合

銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、日本銀行の当座預金取引先である相互銀行および信用金庫、全国信用金庫連合会、農林中央金庫、その他日本銀行の当座預金取引先であって日本銀行が必要と認めるもの。

(2) 売買手形の要件

イ. 支払人の信用が十分な手形であって、満期日が日本銀行買入れ日から3か月以内に到来するもの。

ロ. 金融機関以外のものが振り出した手形のうち支払人の信用が十分と認められるものを担保として、手形売買市場参加の日本銀行当座預金取引先が振り出した自己あて、自己引受けの為替手形であって、満期日が日本銀行買入れ日から3か月以内に到来するもの。

(3) 売買の方法

割引の方式(片落ち)によることとし、原則として買戻し・売戻し条件は付さない。

(4) 適用金利

手形売買市場の中心金利を基準として決定する。

◇長期金利の改訂

1. 国債、政府保証債、地方債

政府はこのほど、国債、政府保証債、地方債の発行条件を次のとおり改訂、7月債から実施することとした。

国債等の応募者利回り

(カッコ内は表面利率、発行価格)

	改訂後	改訂前
国債	6.717% (6.5%、98.70円)	7.034% (7.0%、99.80円)
政保債	6.868% (6.7%、99円)	7.053% (7.0%、99.75円)
地方債	7.021% (6.8%、98.70円)	7.207% (7.1%、99.50円)

(注) 政保債、地方債の償還期限も、7月債から国債同様10年に延長されることとなった。

2. 事業債

最近の公社債市中実勢利回りの低下傾向にかんがみ、

事業債の発行条件が次のように改訂され、7月起債分から実施されることとなった。なお、事業債についてもまたまえとしては原則10年債、企業側が希望する場合は7年債の発行を認めることとし、さしあたっては7年債・10年債が並存することとなった。

事業債の応募者利回り

(カッコ内は表面利率、発行価格)

	改訂後		改訂前
	10年債	7年債	
A格債	7.171% (7.0%、99円)	7.053% (7.0%、99.75円)	7.358% (7.25%、99.50円)
A'格債	7.215% (7.0%、98.75円)	7.106% (7.0%、99.50円)	7.412% (7.25%、99.25円)
B格債	7.258% (7.0%、98.50円)	7.160% (7.0%、99.25円)	7.467% (7.25%、99円)
C格債	7.373% (7.2%、99円)	7.253% (7.2%、99.75円)	7.563% (7.40%、99.25円)
D格債	7.461% (7.2%、98.50円)	7.362% (7.2%、99.25円)	7.674% (7.40%、98.75円)

3. 金融債

長期信用銀行3行は、金融債の発行条件を次のとおり改訂し、8月発行分から実施することとした。なお、同時に農林中央金庫、商工組合中央金庫も同様の改訂を行ない、東京銀行も近く同様の改訂を行なうこととなっている。

金融債の応募者利回り

(カッコ内は表面利率、発行価格)

	改訂後	改訂前
利付金融債5年もの	6.80% (6.80%、100円)	7.10% (7.10%、100円)
〃 3年もの	6.519% (6.50%、99.95円)	6.88% (6.80%、99.80円)
割引金融債 (期間1年)	5.708% 割引率 (5.38%、94.60円)	6.213% 割引率 (5.83%、94.15円)

(注) 金融債の発行機関

利付金融債5年ものおよび割引金融債……長期信用銀行3行、農林中金、商工中金。
利付金融債3年ものおよび割引金融債……東京銀行。

4. 貸付信託予想配当率等

信託銀行7行は、貸付信託予想配当率を次のように引き下げ、7月21日以降新規募集分(既契約分については48年2月19日以降の決算分)から適用することとした。

	改訂後	改訂前
契約期間5年もの	6.82%	7.12%
〃 2年もの	5.95%	6.45%

また、信託銀行7行および大和銀行は、合同運用指定金銭信託予定配当率を次のように引き下げ、7月21日以降新規受託分から適用することとした(7月20日以前に受託したものについては本年9月26日に始まる計算期から新配当率を適用)。

	改訂後	改訂前
契約期間5年以上	6.63%	6.93%
〃 2年以上	5.80	6.30
〃 1年以上	5.25	5.75

なお、これに伴い、沖縄において琉球銀行、沖縄銀行および沖縄信託が取り扱う合同運用指定金銭信託の予定配当率もこれに準じて引き下げられることとなった。

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

大蔵大臣は6月23日、政府短期証券の割引歩合を4.625%から4.125%に0.5%引き下げることと決定、6月26日発行分から実施することとした。

◇郵便貯金の利率引下げ

政府は6月27日、郵政審議会の答申に基づき、郵便貯金の利率を次のとおり引き下げ、8月1日から実施することとした(関係政令は7月1日公布)。なお、既契約の

	改訂後	改訂前
通常郵便貯金	年3.36%	年3.60%
定額郵便貯金		
期間1年未満	4.00	4.25
〃1年以上1年6か月未満	4.50	4.75
〃1年6か月以上2年未満	5.00	5.50
〃2年以上2年6か月未満	5.25	5.75
〃2年6か月以上	5.50	6.00
定期郵便貯金	5.00	5.50
住宅積立郵便貯金		
据置き期間3年	5.04	5.52
〃 4年	5.28	5.76
〃 5年	5.52	6.00
ただし住宅金融公庫等が貸付の決定をするまでに貯金の全部の払戻しをする等の場合には、次の利率を適用		
据置き期間3年	4.20	4.44
〃 4年	4.44	4.68
〃 5年	4.68	4.92

(注) 積立郵便貯金の利率(年4.08%)、積立郵便貯金、定額郵便貯金および住宅積立郵便貯金の据置き期間内の払戻しならびに定期郵便貯金の預入期間内の払戻しの場合の利率(年3.00%)は現行どおり。

定額・定期・住宅積立の各郵便貯金については、なお従前の利率を適用する。

◇郵便貯金預金者貸付制度の創設

郵便貯金預金者貸付制度創設のための「郵便貯金法の一部を改正する法律」は6月16日成立、同23日公布され48年1月1日から施行されることとなった。法律の概要は次のとおり。なお、同制度の貸付期間、利率などの条件はおつて政令および郵政省令によって定められる予定。

(1) 改正の趣旨

郵便貯金の預金者の生活上の必要を満たすため、預金者に対する貸付制度を設ける。

(2) 改正の内容

イ. 郵政大臣は、郵便貯金の預金者に対して、積立郵便貯金、定額郵便貯金または定期郵便貯金を担保として、貸付をすることができることとする。

ロ. 貸付金額の限度は、担保とする郵便貯金の申込み日における現在高の10分の9に相当する金額とし、その総額は1預金者ごとに10万円を限度とする。

ハ. 貸付金の貸付期間および利率は政令で定めるとし、貸付期間および利率に関する政令の制定または改正の立案をしようとするときは、郵政審議会に諮問する。

ニ. 貸付期間内に、担保とした郵便貯金の払戻しの請求があったときは、その貯金の現在高から貸付金の弁済に必要な金額を控除して払い渡すこととする。貸付期間が経過した場合には、その時まで貸付金の弁済がないときは、担保とした郵便貯金を貸付金の弁済に充当する。

ホ. その他の関係規定について所要の整備を行なうほか、資金運用部資金法、郵便貯金特別会計法について所要の法改正を行なう。

◇外国為替市場の一時閉鎖について

政府、日本銀行は、英ポンドの変動相場移行に伴い、英国為替市場が6月23日(金)および同26日(月)の両日、その他欧州主要市場も23日から27日まで閉鎖されたことに伴い、わが国の為替市場を開き続けた場合に起こりうる不測の混乱を避けるため、24日から28日まで以下の措置を採った。

(1) 銀行間為替取引を6月24日から同28日まで停止する(外国為替管理令第3条の規定に基づく大蔵大臣命令による)。

(2) この間、外国人旅行者の外貨売買等の為替取引は制限されない。

なお(2)については、各外国為替銀行に対し、これら取引の円滑な遂行に協力するよう要請がなされた。

◇為替管理規制の強化について

大蔵省は、英ポンドの変動相場移行に伴い閉鎖されていた本邦外国為替市場を再開するにあたって、前受金、証券投資の形態による投機的資金の流入を防止するため、日本銀行と打合せのうえ、為替管理の規制を強化し、6月29日から実施した。概要次のとおり。

(1) 輸出前受金の規制強化

前受金の円貨交換に対する許可不要限度を、1契約1万ドル以下から同5千ドル以下に引下げ。

(2) 証券会社名義特別勘定の取扱い改正

証券会社名義特別勘定(円勘定)への非居住者投資資金の入金は実需(買入れ約定済み証券の決済資金ならびに証券処分代金等)に基づくものに限定、約定前に証券会社に送金された外貨は外貨特別勘定(新設)に受け入れ、円転換を認めないこととする。

◇非居住者自由円債務の増加額に対する準備率等の変更

日本銀行は、英ポンドの変動相場移行に伴う通貨情勢に対処し、海外短資の流入を抑制するため、非居住者自由円債務の増加額に対する準備率および基準期間を次のとおり変更し、7月1日から実施することとした。

準備率	100分の50(変更前 100分の25)
基準期間	昭和47年5月21日～6月20日(変更前 昭和47年4月21日～5月20日)

◇対外投資自由化範囲の拡大等について

大蔵省では、対外投資の促進を図るため、対外不動産投資および対外直接投資の自由化範囲を拡大して6月8日から実施することとしたほか、対外証券投資の拡大等に関する諸施策を決め、証券市場国際化の体制整備を進めることとした。概要次のとおり。

(1) 対外不動産投資自由化範囲の拡大

居住者の海外不動産投資に関する制限を撤廃、従来、個人住宅用、事業所用など自己の使用に供する目的の取得に限り、日本銀行本店で自動的に許可する扱いとなっていたものを、転売、賃貸等を目的とする取得などを含め、すべての場合に拡大。

(2) 対外直接投資自由化範囲の拡大

対外直接投資のうち、投資先との永続的な経済関係の樹立を目的として投資されるものは、本邦資本の比率にかかわらず、すべて日本銀行本店で自動的に許可する扱いとする(従来は、投資先に対する本邦資本

の比率が25%以上のもの、または同比率が10%以上で、かつ役員のパイプ、製造技術の提供、原材料の供給などを伴うものに限り自動許可)。

(3) 対外証券投資自由化範囲の拡大

イ. 取得対象証券の範囲拡大(近く実施予定)

わが国の投資家が取得できる外国証券は、従来、外国証券取引所に上場されているものに限られてきたが、今後は、既発行の非上場証券についても次の要領により取得を認めることとする。ただし、外国投資信託の証券は、従来どおり自由化の対象とはならない。

(イ) 一般投資家については、外国証券取引所に上場が予定されている株式および債券ならびに外国証券取引所にその発行証券を上場している発行者が発行した債券で、いずれも気配相場のあるもの。

(ロ) 一定の機関投資家(証券会社、証券投資信託会社、長期信用銀行、信託銀行、コルレス契約を認められた外国為替銀行、保険会社をいう。以下同じ)については、上場予定の有無を問わず、すべての既発行株式および債券。

ロ. 取得・売却方法の拡大

従来、一般投資家が外国証券を購入または売却するにあたっては、原則として、本邦証券会社を通じ、外国市場において購入または売却しなければならないこととされていたが、今後は、投資家が希望し、かつ、本邦証券会社がそれに応じうる場合には、店頭限りで売買しようとする措置するものとする。

(4) 外国市場新規発行証券のわが国市場における募集等の取扱いについて

海外の資本市場で新規に発行される証券(投資信託の証券を除く)について、わが国における公募または公募によらない販売の取扱いを明確にするため、次のような方針により所要の措置を講ずることとする。

イ. 公募の場合

外国の発行者による財務内容開示の制度を早急に整備する。

ロ. 私募の場合

外国発行者の財務内容開示は必要としないが、販売は海外の事情に精通している一定の機関投資家のみを対象とし、勧誘対象者数も1銘柄につき50名程度未満に限定するとともに、当該機関投資家が資産運用の目的をもって購入する場合に限る。

ハ. 取得の限度

外国市場で新規に公募発行された証券をわが国投資家が取得しうる額は、原則として、当該証券の発行額の2分の1を限度とする。